平成２２年（フ）第８５６４号
大阪市平野区長吉長原４丁目９番15―403号
債務者　神島　朱美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６０７号
大阪府吹田市新芦屋上33番９号
債務者　竹村　由美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３６号
大阪市旭区生江１丁目９番19号
債務者　長谷川妙子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６６１号
大阪市住吉区長居東３丁目８番14―301号
債務者　中島　聡和
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６７９号
大阪市東住吉区桑津１―８―９―206、住民票上の住所奈良県桜井市大字河西227番地の９
債務者　石井　一江
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６９４号
大阪市生野区巽東２丁目４番５号　カーサソレステ203号
債務者　村田　信子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７０６号
大阪市平野区長吉六反５丁目８番19―303号
債務者　岸本　朋子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７１０号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目19番９号　宝荘５号
債務者　眞﨑　博行
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７２４号
大阪府茨木市高田町10番２―208号
債務者　成松　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７３７号
大阪府高槻市川添２丁目26番５号
債務者　仲岡　　通
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７４６号
大阪府守口市八雲中町２丁目１番12―302号
債務者　足立　邦子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７５４号
大阪府八尾市旭ケ丘３丁目４番地　ガーデンライフ旭ケ丘401号
債務者　津田　京子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６５号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目26番４号
債務者　橋口美貴子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６６号
大阪府枚方市小倉東町27番７号
債務者　中橋　陽介
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７６９号
大阪市阿倍野区相生通１丁目４番２―304号
債務者　宅和　達夫
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７２号
大阪府交野市郡津４丁目３番４号
債務者　日比　宏子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８７７４号
大阪府枚方市南中振２丁目７番12―23号
債務者　井上　浩一
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部